

【商品概要説明書】

個人向け利付国庫債券(変動・10年)

商品名	個人向け利付国庫債券(変動・10年)
販売対象	個人のお客さま
期間	10年
購入方法 (1)購入金額 (2)購入単位 (3)購入価格	<ul style="list-style-type: none"> ・額面 1 万円以上 ・額面 1 万円単位 ・額面 100 円につき 100 円
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・額面金額は償還日に一括償還となります。 ・償還金額は、ご指定の預金口座に振り込みます。 (償還日が休業日の場合は翌営業日となります。)
利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<p>半年毎に実勢金利に応じて利率が変動する変動金利制。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各利払期における利率は以下のとおり。 【2011年7月発行分以降】 基準金利×0.66 【2011年4月発行分以前】 基準金利-0.80% ・2011年4月以前に発行された変動10年(既発債)については、発行時の金利設定方法のまま変更はありません。 ・基準金利は、原則として利子計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札(初回の利子については募集期間の開始時の直前に行われた入札)の結果から算出される複利利回り。 ・利率の下限は0.05% <p>(2) 利払頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(半年ごと)の利払日に、ご指定の預金口座に振り込みます。 (利払日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。) <p>(3) 計算方法</p> <p><半年毎の利子額> $\text{額面金額} \times \text{利率}(\%) \div 2 \times 0.79685 \div 100 = \text{税引後利子額}$ </p> <p>※2016年5月発行分より、発行日から利払日までの期間が6ヶ月に満たない場合は、初期利子を実際に保有した期間に応じて支払います。</p> <p><初期利子=額面金額×利率(%)×(1/2・未発行期間/365)></p> <p>(2016年4月までに発行された個人向け国債については、初回の利子支払日には、6ヶ月分の利子が支払われます。よって15日より後が発行日になる場合は、6ヶ月間に満たない日数の利子相当額を調整するために、あらかじめ購入時に、「初回の利子の調整額」をお支払いいただいております。)</p>

中途換金	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から1年間は原則として中途換金はできません。なお保有者がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行日から1年経過前でも中途換金できます。 ・中途換金をする際、原則として*下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。 <p>【変動10年】 中途換金調整額=「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」 (2016年4月までに発行された個人向け国債については、「初回の利子の調整額」が発生した場合、第3期利払日までの期間に中途換金する際には、受取り金額の算式から初回利子相当額を差し引くことといたします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子支払期日の9営業日前から利子支払期日の前営業日までの間は、中途換金の約定はできません。 ・売却代金は、約定日から起算して3営業日目にご指定の預金口座に振り込みます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ・口座管理手数料は無料です。
本商品に関する課税	<ul style="list-style-type: none"> ・利子は受取時に20.315%分の税金が差し引かれます。 (2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利子については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。) ・利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、他の上場株式等の売却益や配当等と損益通算できます。 ・一定の条件を満たしている方は、マル優・マル特の非課税制度がご利用できます。 ・くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。
リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利付国庫債券は預金ではなく預金保険の対象外です。 ・広島銀行で販売する個人向け国債は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。 ・いったん約定が成立したお取り引きは、取り消しや内容の変更はできません。 ・個人向け利付国庫債券(変動・10年)をご購入の際は、<u>契約締結前交付書面の内容をよくご覧ください。</u>
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用</p> <p>全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</p>

※お客さまが暴力団員、暴力団関係者、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。

※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

販売会社の名称	株式会社 広島銀行
登録番号	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会